

議案第 6 3 号

総社市火災予防条例の一部改正について

総社市火災予防条例（平成 1 7 年総社市条例第 2 1 4 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い，蓄電池設備の基準及び固体燃料を使用する火災設備の離隔距離を見直すため，関係条文の整備を行おうとするものである。



総社市条例第 号

総社市火災予防条例の一部を改正する条例

総社市火災予防条例（平成17年総社市条例第214号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この条において同じ。）にコネクタ（充電用ケー</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この条において同じ。）にコネクタ（充電用ケー</p>

改正後	改正前
<p>ブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この条において同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この条において同じ。)により構成されるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その筐体</u>は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(蓄電池設備)</u></p> <p><u>第13条</u> 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下この条において同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。こ</p>	<p>ブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この条において同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この条において同じ。)により構成されるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(蓄電池設備)</u></p> <p><u>第13条</u> 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。</p> <p>3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</p>

改正後										改正前																																																																																															
<p>の場合において、開放型鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）</p> <p>(14)及び(15) 略</p> <p>別表第3（第3条、第18条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種類</th> <th colspan="7">離隔距離(cm)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>入力</th> <th>上方</th> <th>側方</th> <th>前方</th> <th>後方</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厨房設</td> <td rowspan="2">気体燃</td> <td colspan="7">略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>不燃放</td> <td>据置型レンジ</td> <td>21kW以下</td> <td>80</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>										種類		離隔距離(cm)							備考	入力	上方	側方	前方	後方		略										厨房設	気体燃	略							略	不燃放	据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	<p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 蓄電池設備</p> <p>(14)及び(15) 略</p> <p>別表第3（第3条、第18条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種類</th> <th colspan="7">離隔距離(cm)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>入力</th> <th>上方</th> <th>側方</th> <th>前方</th> <th>後方</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厨房設</td> <td rowspan="2">気体燃</td> <td colspan="7">略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>不燃放</td> <td>据置型レンジ</td> <td>21kW以下</td> <td>80</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>										種類		離隔距離(cm)							備考	入力	上方	側方	前方	後方		略										厨房設	気体燃	略							略	不燃放	据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
種類		離隔距離(cm)							備考																																																																																																
		入力	上方	側方	前方	後方																																																																																																			
略																																																																																																									
厨房設	気体燃	略							略																																																																																																
		不燃放	据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0																																																																																																	
種類		離隔距離(cm)							備考																																																																																																
		入力	上方	側方	前方	後方																																																																																																			
略																																																																																																									
厨房設	気体燃	略							略																																																																																																
		不燃放	据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0																																																																																																	

改正後									改正前									
備	料	式							備	料	式							
固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—										
略									略									
備考 略									備考 略									

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の総社市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11

条第3項，第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては，この規定にかかわらず，なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際，現に設置され，又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち，新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては，この規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち，この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので，同条の規定に適合しないものについては，当該規定は適用しない。